

仕 様 書

広 報 車

令和 8 年度

安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部

艀装仕様書

第1章 総則

1 目的

この仕様書は、安房郡市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）が令和8年度に整備し購入する広報車（以下「車両」という。）の艀装及び仕様について、必要な事項を定める。

2 購入台数 1台

3 摘要

- (1) 車両は、令和8年度に公表製作されたもの、または新規製品であること。
- (2) 車両は、登録された車両総重量の状態において十分耐えられるものであること。
- (3) 車両は、この仕様に対し十分満足し得るよう艀装すること。
- (4) 車両の艀装に当たり、仕様の目的が達成されるよう製作する上で技術上の変更を要する場合又は疑義のある場合は、組合と協議し承認を得ること。
- (5) 車両の艀装に当たり、仕様の目的が達成されるよう製作する上で技術上の変更を要する場合には、一定期間内に本組合の担当者に連絡しその指示を受け誤りの無いよう文書2通を作成後、各1通ずつ保管すること。

4 適合法令

車両は、次に掲げる法令及びその他の関係法令、通達等に適合するものであること。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (2) 道路運送車両の保安基準（昭和26年7月28日運輸省令第67号）
- (3) 上記法令に適合し、かつ緊急自動車として承認が得られる車両であること。

5 検査及び試験

- (1) 中間検査は、組合が指示する期間で、施工の確認及び指示のために製作場所等において、中間検査を実施する。
- (2) 完成検査は、納入時に行い以下の検査を行う。
 - ア 外観検査（塗装検査）
 - イ 取付け品、付属品及び取付け装置検査
 - ウ 艀装完成検査（作動試験）
 - エ その他、組合検査員が指示する検査
- (3) 完成検査は、組合検査員と受注者及びシャーシメーカーが立会いの上実施し合格と認めた場合、引渡しを受けるものとする。
- (4) 検査に必要な測定機器は、受注者が事前に準備すること。

6 納入

- (1) 納入場所 館山市北条686番地1
安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部
- (2) 納入期限 令和8年12月21日（月）
- (3) 本車両の納入は受注者が行い、納入に係る一切の費用は受注者の負担とする。

7 保証

車両保証期間は、完成納入後 1 年又はメーカー等で定める期間のいずれかの長い期間とし、設計不良、工作不良等に起因する不都合箇所が発生した場合は、保証期間に関係なく受注者の責任において無償で修復等を行うものとする。

8 登録手続き等

- (1) 本車両の納入までに必要な登録手続きは受注者が行い、車両に係る諸費用（登録費用等）は入札価格にすべて含めること。
- (2) 自動車損害賠償責任保険、自動車重量税及びリサイクル料金は入札価格に含めず、別に請求すること。
- (3) 新規登録に係る事務及び緊急自動車の指定申請（届出）は、受注者が行う。
- (4) 車両ナンバーは、希望ナンバーとする。（別途協議）
- (5) 当組合の現有車両の一時抹消登録をすること。また、更新対象車両のシール、サイレンアンプ及び赤色灯等を取り外すこと。（時期については別途指示）

第 2 章 提出書類

1 受注者は、製作に先立ち次のものを当組合に 2 部提出し承認を得ること。

- (1) 製作工程表
- (2) 車両構成図（艤装図）
- (3) 積載器具配置図
- (4) 内訳明細書
- (5) その他当組合が指示するもの

2 受注者は、車両納入時に次の書類を 2 部作成し、ファイルに収めたものを当組合に提出すること。

- (1) 車両取扱説明書
- (2) 完成車両構造図（艤装図）
- (3) 積載装備品及び積載器具取扱説明書
- (4) 緊急自動車届出関係書類
- (5) 写真（完成車の前後、左右、上部を撮影したもの）※データ可
- (6) その他当組合が指示するもの

第 3 章 仕様

1 主要諸元

組合の車両に使用するシャシーは次のとおりとする。

- (1) 車種等 軽貨物車（ワンボックスタイプ）5 ドア
- (2) 排気量 660cc クラス
- (3) 燃料 無鉛レギュラーガソリン
- (4) 定員等 4 人

- (5) 操作装置 パワーステアリング オートマチック
- (6) 駆動方式 パートタイム4WD
- (7) 荷室サイズ 荷室長1,860mm以上、荷室幅1,315mm以上
荷室高1,235mm以上

※ 特に指示のないものは標準装備とする。

2 装備品

(1) 赤色警光灯及びサイレンアンプ

ア キャブ上部前方に散光式警光灯を取り付け、電子サイレンアンプを室内に取り付けること。

イ 散光式警光灯の配線の引き込みに際しては、雨水等の侵入に対し耐用年数を考慮した構造とすること。

(2) 泥除けを設けること。

(3) フォグランプを取り付けること。

(4) サイドバイザーを取り付けること。

(5) ドライブレコーダーを取り付けること。

(6) 粉末ABC消火器10型（自動車用）を取り付けること。（取付位置等別途協議）

(7) 車両前面中央部に消防章を取り付けること。（取付位置等別途協議）

(8) デジタル無線機（本体支給品、共用機含む）を現有車両から取り外し、新規購入車両へ取付けること（セットアップ含む）。施工については当組合と協議し調整すること。

（取付位置等別途協議）

3 塗装及びメッキ

(1) 塗装の外表面は、朱色（消防車緊急車仕様）とする。

(2) 記入文字

| | | |
|----------|------------|-------------------|
| 車両側面左右中央 | 「安房郡市消防本部」 | 白色・丸ゴシック体 |
| 車両側面左右前面 | 「館山広報1」 | 白色・丸ゴシック体 |
| 車両前面 | 「館山広報1」 | 白色・丸ゴシック体 |
| 車両後面 | 「安房郡市消防本部」 | 「館山広報1」 白色・丸ゴシック体 |
| 車両上面 | 「館山広報1」 | 白色・丸ゴシック体 |

文字の位置、大きさ、及びその他の事項については別途協議とする。

第4章 その他

1 取付け品及び付属品は別表のとおりとする。

取付品及び付属品

| NO | 名 称 | 数量 | 摘 要 |
|----|-----------|-----|---|
| 1 | 電子サイレンアンプ | 1 式 | Ma r k-D 1 (T S K-D 1 5 1) (株)大阪サイレン ※相当品可 |
| 2 | 散光式警光灯 | 1 式 | ネオフラッシュプロNP型 (株)大阪サイレン ※相当品可 |
| 3 | 消防章 | 1 式 | |
| 4 | サイドバイザー | 1 式 | |
| 5 | ドライブレコーダー | 1 式 | セルスター CS-81WQH ※相当品可 |
| 6 | 泥除け | 1 式 | |
| 7 | タイヤチェーン | 1 式 | サイルチェーン |
| 8 | フロアマット | 1 式 | 全席 |
| 9 | 消火器 | 1 | 粉末ABC消火器10型(自動車用) |
| 10 | 車輪止め | 1 式 | 取手付き |